

事業仕分けに関する指定都市市長会緊急意見

この度、政府の行政刷新会議において、事業仕分け（第一弾）が行われたが、地方交付税が抜本の見直しとされたこと、財源措置が示されない中で一部の事業が地方等へ移管とされたことなど、地方行財政への影響が懸念される場所である。

地方では、厳しい財政状況の中、行財政改革に徹底して取り組みつつ、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の施策を推進しているところであるので、三党連立政権合意書にある「地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に対応できるようにする。」に沿った対応をされるよう、以下の点について強く要請する。

- 1 地方交付税の見直しにあたっては、国の歳出削減を目的とした削減を行わないこと。また、指定都市を始め、地方の財政需要を的確に反映し、必要な地方交付税総額を確保すること**

地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための必要な制度であり、地方固有の財源であるので、国の歳出削減を目的とした削減は決して行わないこと。

また、指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い大都市特有の財政需要が増加の一途をたどっているため、基準財政需要額の算定において、これら地方の財政需要を的確に反映し、概算要求で示された1兆円の増額はもとより、必要な地方交付税総額を確保すること。

その際、地方財源不足の解消は法定率引き上げにより対応すること。

- 2 役割の在り方の見直しにより、新たに地方の役割となる事業については、全ての団体に対して、必要な財源を確実に措置すること**

事業仕分けが行われ一部の事業が地方等へ移管とされたが、地方に事業を移管する際の財源措置については、国から示されていない。

新たに地方の役割となる事業については、全ての団体に対して、必要額全額を税源移譲により措置すること。

- 3 事業の見直しにあたっては、指定都市を始めとした地方の意見を反映すること**

地方に関係のある事業や地方税財政制度について立案や見直しを行う際には、最も自立した基礎自治体である指定都市を始め、地方の現場の声を聴取のうえ、その意見を反映することが重要であるため、地域主権戦略会議には、指定都市市長会の代表も含め、地方の代表を参加させること。

平成21年11月19日
指定都市市長会